

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
警備員指導教育責任者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 警備員指導教育責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、警備員に指導・教育を行う立場にある警備員指導教育責任者についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。 国家資格である警備員指導教育責任者資格者証の取得に当たって、警備員は警備員指導教育責任者講習を受講しなければならない、各都道府県警察では、講習の実施に関する事務のほか、受講時における当該警備員の警備業務の従事期間、合格証明書の有保状況等による受講要件該当性や資格者証の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。 そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要なかつ適切な人員等が配置されているところである。 このため、警備員指導教育責任者に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。
機械警備業務管理者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 機械警備業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、機械警備業務に従事する警備員に対して指導・監督する立場にある機械警備業務管理者についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。 国家資格である機械警備業務管理者資格者証の取得に当たって、警備員は機械警備業務管理者講習を受講しなければならない、各都道府県警察では、講習の実施に関する事務のほか、受講後の資格者証の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。 そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要なかつ適切な人員等が配置されているところである。 このため、機械警備業務管理者に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増大等、検定の受検希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が検定を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、空港保安警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務等の特定の種別の警備業務において配置基準が規定されている一級検定合格警備員及び二級検定合格警備員についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。 国家資格である合格証明書の取得に当たって、各都道府県警察が実施する検定の受験又は登録講習機関が行う講習会の受講が必要であり、各都道府県警察では、検定の実施に関する事務のほか、受験時における受験者の警備業務の従事期間、合格証明書の保有状況等による受験資格該当性や受験後の合格証明書の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。 そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要なかつ適切な人員等が配置されているところである。 このため、検定合格警備員に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
射撃指導員	警察庁	都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。その際、猟銃等の所持許可を2年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要があり、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。 さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければならない、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。 射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。 なお、射撃指導員の指定の申請については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」には、適格性を慎重に判断する必要があることは理解する。回答では、射撃指導員の資格事務を都道府県公安委員会が行う理由として、資格事務に係る業務量の多さや煩雑さをあげられているが、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 射撃指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、「射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくない」とあるが、本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものであり、都道府県警が射撃指導員の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ事務処理の一貫性や効率性の観点から望ましくないのか不明である。 加えて、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、資格者の適格性の担保については国で責任をもって対応すべき問題である。	銃刀法は、銃砲等が殺傷用具としての機能を有し、凶器として各種犯罪の手段に使用される危険性があるほか、事故が発生した場合の危害も大きいことから、そのような危害を防止することをその趣旨としているところ、当該趣旨を全うするため、原則として猟銃等の所持を禁止した上で、一定の場合について、都道府県公安委員会の許可を受けて一定の規制の下に置かれることを要件として、その所持を認めるとともに、そのうち猟銃等の操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準に適合する者を、御指摘の射撃指導員に指定することができることとしている。 猟銃等の所持許可に際しては、当該申請者の住所地等を管轄する都道府県公安委員会において、例えば是非判別能力及び行動制御能力の低下や住居不定といった欠格事由に該当しないことを実質的に確認・判断し、申請内容の真正性を確保するなど、厳格な審査を行うとともに、同法等の法令違反があった場合や許可事由に該当しなくなった際には、許可の取消し等の行政処分や取締り等を迅速かつ適正に実施している。この点、上記のとおり、所持許可と一連の制度である射撃指導員の指定に際しても、「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」、その適格性を厳格に審査する必要があるところ、各都道府県警察では、猟銃等の使用実績、法令の遵守状況、指導員としての人格見識の有無等に関する審査業務を行っており、具体的には本人に対する面接のほか、必要に応じて射撃技能の確認や筆記試験等を実施している。そのため、猟銃等の所持許可をはじめとする各種申請に係る許可等事務及び行政処分等を通じて所持者等に指導監督を実施している都道府県警察が射撃指導員の指定に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、所持者等の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、実効的な監督を担保できず、法目的の達成が困難になるおそれがある。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要な人員等が配置されているところである。 このため、射撃指導員の指定に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。
駐車監視員資格者	警察庁	当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 駐車監視員資格者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	駐車監視員資格に関する業務は、駐車監視員資格の審査の実施、資格者証交付から、駐車監視員資格証の返納等の行政処分まで、一連の業務が密接に関連している。特に、駐車監視員資格の審査に当たっては、駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付けという、警察官等が行う業務を実施し、公正かつ的確な実施を期待できない者をあらかじめ排除する必要があることから、暴力団員、アルコールや薬物中毒者等の一定の欠格事由を設けているところ、資格者の審査に当たって、都道府県警察において、申請者の欠格事由を含めた各種調査を行って、資格者証の交付申請者が一定の交付要件を満たす者であるか否かを審査しており、当該調査は国で行うことが困難である。このため、一連の業務である駐車監視員資格に関する業務は、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、駐車監視員資格の審査の実施や資格者証の交付業務のみを切り離し、国に一元化することは、非効率である。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要な人員等が配置されているところである。 このため、駐車監視員資格に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
運転免許	警察庁	運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。 また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 運転免許は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や免許証を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	運転免許業務は、運転免許試験の実施、免許の交付・更新から、交通違反や交通事故があった場合の運転免許取消等の行政処分までの一連の業務が密接に関連している。こうした一連の運転免許業務と交通事故・交通違反の捜査に係る業務についても密接に関連しており、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、運転免許試験の実施や免許交付に係る業務のみを切り離し、国に一元化することは、各業務の執行の点から非効率である。また、運転免許試験の実施や免許交付・更新に係る業務には、運転免許試験や免許交付・更新等の業務をどこで実施することが利用者にとって妥当であるかといった判断も含まれるが、当該判断については、各都道府県警において各都道府県の実情を踏まえ実施することが、県民への利便性の高い行政サービス提供の点からも適当である。 さらに、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。 このため、運転免許業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。
技能検定員・教習指導員	警察庁	技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。 また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 技能検定員及び教習指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。	技能検定員・教習指導員資格に関する業務は、技能検定員・教習指導員の審査の実施、資格者証交付から、教習所の水準維持・向上のための指定教習所に対する立ち入り検査等の指導監督業務、各資格者証取消し等の行政処分まで、一連の業務が密接に関連している。このため、一連の業務である技能検定員・教習指導員資格に関する業務は、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、技能検定員・教習指導員の審査の実施や資格者証の交付業務のみを切り離し、国に一元化することは、非効率である。 また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。 このため、技能検定員・教習指導員資格に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
保育士	こども家庭庁	保育士については、児童福祉法第18条の18及び児童福祉法施行令第16条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業者については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けるものである。保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。都道府県知事は、児童福祉法施行令第5条第1項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第6条の2の3に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。また、保育士試験についても、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要がある。一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業者や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。 また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第18条の19の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要がある。保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。 加えて、令和7年4月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報情報を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待されるところ、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。 以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	「こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要がある」との回答だが、都道府県が行う明確な理由が示されていない。 また、都道府県知事が保育士養成施設の指定等を行うことから、保育士の資格管理全体を行うことが適当との回答については、例えば、栄養士は養成施設を国が、資格付与を都道府県が実施しており、必ずしも養成施設の指定と資格付与者が同一である必要はない。 保育所等の設置認可等を都道府県が担っていることとの関連では、施設の設置認可等と資格事務を一元的に実施した方が適当とのことだが、一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 保育士試験の、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要があるとの回答については、現在、同法第18条の9に基づき全国統一で一般社団法人 全国保育士養成協議会（保育士試験事務センター）が主として試験事務を行っており、県も試験実施に携わっているが、関連する一部の事務についてのみである。そのため、保育士登録事務を国が行うこととなった場合でも支障はないものと考える。 また、保育士試験実施状況について、現状は試験事務センターから県へ報告し、県から国に報告しているが、その必要がなくなるため、効率的である。 保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要があることについては、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 保育士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 なお、保育士・保育所支援センターの円滑な実施については、国が資格付与者となり、保育士名簿を全国的で一元的に管理した方が、名簿登録地と居住地が異なる場合などにも速やかな資格確認を行うことが可能となることが考えられるなど、都道府県知事が付与者であり続けるよりもメリットが大きいのではないかと。 システムの稼働による都道府県事務の負担軽減については、オンライン申請時の添付書類（戸籍謄本等）の確認（住基ネット・戸籍情報連携システムを使用予定）、定期的な有資格者の情報確認等の事務の増加が見込まれ、負担軽減とはならず、逆に増大することが想定される。	保育士は児童福祉法に基づき専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であり、保育士施策については、地域住民の保育所、認定こども園等における保育や子育て支援のニーズ、課題などに応じつつ、城内の市町村と密に連携をとりながら一体的に実施されるべきものである。例えば、令和7年10月からは地域限定保育士制度が施行される予定であり、保育士の確保については、各自治体において地域の実情に応じ、より主体的に取り組んでいただくことが求められている。このような保育士の確保方策と資格登録は、都道府県等において一体的に行うことが適当である。 また、令和7年10月から法定化される保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士に対して職業紹介や研修の案内等を行うためには、各都道府県において管内の保育士の登録状況を把握することが必要不可欠であり、引き続き都道府県で資格管理をすることが適当である。 その他、現行制度においては保育士養成施設の指定、保育士試験の実施、不適切事案への対応等については都道府県等で行うこととしており、相互に連携しながら統一的に運用されている。こうした運用は地域における課題への対応や現場の安全性、保育の質の向上に資するものであることから、資格の登録も含め引き続き都道府県等において一連の事務として行うことが適当である。 このため、資格付与者を国に一元化することは困難であると考えているが、保育士試験及び資格登録事務については、それぞれ全国保育士養成協議会及び日本保育協会に全国の都道府県等が業務を委託することで事務負担軽減に努めてきたところである。今後も、引き続き事務負担の軽減に配慮していきたい。
受胎調節実地指導員	こども家庭庁	受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第15条及び母体保護法施行規則第9条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。 都道府県知事は、母体保護法施行令第6条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第17条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。 また、都道府県知事は、母体保護法施行令第1条第2項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。 このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	「講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切」との回答だが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 受胎調節指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、「医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要」とあるが、医療機関等を監督する都道府県が指導員を指定することがなぜ適切なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） なお、国が実施することによる利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、例えば地方厚生（支）局での標識交付や郵送交付などにより、国で責任をもって運用すべき問題である。 「国家資格等情報連携・活用システム」の活用については、都道府県事務の負担軽減につながる可能性について、国での検討状況を注視したい。	受胎調節実地指導員は、性感染症の予防や望まない妊娠による人工妊娠中絶の防止等のため、性教育や避妊、人工妊娠中絶の影響などについて指導や情報提供等を行うこととされているが、こうした業務については、地域の特性によって課題や求められる対応策等に大きな差がある。関係する業務について、行政機関においては保健所が中心となって地域の特性等を把握しつつ地域ごとの対策を進めていることから、保健所、受胎調整実地指導員の双方が効果的に機能を発揮するためには、両者の連携関係は必要不可欠であり、都道府県が受胎調節実地指導員の指定等を行い、活動状況等を把握することは重要である。 また、地方厚生局で運用する場合には、受胎調節実地指導員にとっては指定等の申請手続が身近な場所できなくなり利便性が低下するとともに、保健所等については、上記の通り通常業務においても関連性が強いことから、関連手続が行えなくなることで、連携ができなくなる。 このため、都道府県知事が受胎調節実地指導員の指定を行うことが適当であり資格付与者を国に一元化することは適当ではないと考えているが、どのような形が都道府県及び申請者の事務負担軽減につながるのかという観点から検討を進めていくことは重要と考えている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
危険物取扱者・消防設備士	総務省	危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。 また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。 本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。	危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、都道府県における事務負担は生じていない。 一方で、免状の交付における手数料の返還手続や、県が実施する講習（≒再交付）にかかる講師や資料作成については、県が担当しており、多大な負担が生じている。 当該資格にかかる県の事務については、国の法令に従って行うもので、県による裁量はなく、試験実施から免除発行・講習までの一連の流れを国が行うことが、合理的であると考えするため、国への移管を前向きに検討いただきたい。	危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、免状の交付における手数料の返還手続については、現在、多くの都道府県が、条例において、免状が不交付となった場合でも既納の手料は返還しない取扱いとしていると承知しており、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。 また、講習に関する事務については、現在、全ての都道府県が、各都道府県の危険物安全協会等に対し、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。 危険物取扱者及び消防設備士は、住民の安心・安全に関わる重要な資格であり、現在、都道府県は、消防法において裁量が認められている免状の交付の拒否や返納の命令等について、消防本部と密に連絡調整を行いながら実施していると承知している。 こうしたことを踏まえると、1次回答のとおり、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、引き続き都道府県知事を資格付与者とすべきと考える。
行政書士	総務省	行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。 ア．資格付与者を国に転換することについて 各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。 「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。 一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。 「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。 「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。 イ．国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について 行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。 なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。	都道府県の業務負担軽減に向けた検討の必要性について回答いただいているが、これは、現在の都道府県が事務を実施している状態を前提にしたものである。国が資格付与者となり、試験事務等を一括して行った場合を前提として、都道府県知事が行政書士の資格事務に関与し続けなければならない理由の説明を求める。 なお、一次回答にて御提示いただいた事務等については、次のとおり。 「①合格の決定」について、御認識のとおり、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることから、合格の決定に関する事務を都道府県の自治事務と位置付ける妥当性は乏しい。 「②合格者の公報への掲載」及び各都道府県の規則等に基づき実施している「行政書士試験合格証明書」の発行は、利便性の向上等のために事務の実施者として現状としては、行うべきものだと考えている。法令により行う事務でないからといって各都道府県の判断に任せて、不均一な取扱いとなることも望ましくないことから、国が資格付与者となり、統一的な取扱いをすべきであると考える。 総務省は、「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」について、知事印の印影を合格証に電子的に刷り込むことにより、都道府県を介さずに直接、合格証を合格者に発送する取扱いを可能にしていると述べるが、これは要するに、知事が行政書士の資格事務に関与し続けても、このような知事印の刷り込みという方法により、合格証への押印や合格証の発送に係る都道府県の「事務負担が軽減」され得るということを述べているものと思われる。 しかしながら、我々が問題にしているのはより根本的な点である。すなわち、そもそもなぜ知事が行政書士の資格事務に関与しなければならないのかという点である。総務省にはこの点について他の国家資格を踏まえた回答を求める。 行政書士の「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること」は、特段の地域性が必要な行為ではないことから、都道府県知事が資格事務に関与する意義が乏しく、国が資格付与者となるべきである。 試験事務の大半を研究センターが担っているが、行政書士の監督は都道府県知事が担っており、措置請求がなされた場合や、懲戒事由が生じた際は立入検査や聴聞等を実施する必要があり、業務負担が過大である。	行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、行政書士試験は、昭和26年の行政書士法の制定当初から一貫して都道府県知事が行ってきた（昭和26年の行政書士法の制定当初は都道府県知事が実施することとされていた。その後、昭和58年に行政書士試験の合格資格が全国通用することとされた際に、行政書士試験は自治大臣が実施することとされたが、試験の施行に関する事務は引き続き都道府県知事に委任することができる（機関委任事務）こととされた。）ことや、平成11年の地方分権一括法において、自治大臣の機関委任事務とされていたものが都道府県の自治事務とされた経緯等を踏まえる必要があることに加え、仮に、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県から国へ移管した場合には、資格の付与者と行政書士又は行政書士法人に対する懲戒・監督の権限を有する者が異なることとなり制度として妥当でないこと、行政書士は、主として当該地域の官公署に提出する書類の作成を担う地域に密着した資格であることも踏まえると、都道府県が事務を担うことが適当であること等から、慎重に検討する必要があると考えている。 その上で、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、「合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか」との指摘がなされたことを踏まえ、都道府県における負担軽減等の観点から、「合格の決定に関する事務」も含めて研究センターに委任することができるとすることについて、関係者との合意形成を図ってまいりたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1 次回答	各府省からの第1 次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2 次回答
教育職員	文部科学省	前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許状主義の確実な運用に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許状失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。 そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許状主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にくみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。 また、平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和5年における教員免許の授与件数は193,359件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成10年における教員免許状の授与件数である232,604件と比較しても引き続き授与件数は20万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続に膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。 こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。	臨時免許状及び特別免許状については、免許状の有効範囲が授与を受けた都道府県内であることから、資格付与者が都道府県教育委員会であることに一定の合理性があると考える。 しかしながら、普通免許状については、有効範囲が全国に及ぶことから、都道府県教育委員会が資格付与者であり続ける理由に乏しい。 普通免許状は全国的に通用する資格であり、都道府県教育委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、適切な免許管理や事務処理手続の膨大さを課題としてあげられているが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、都道府県教育委員会との連携をより緊密とすることや、現在導入準備が進められている教員免許管理システムとマイナンバーの連携等によって、利用者の利便性低下等が生じないよう、国での運用の実現に向けて積極的な検討を求めたい。	1 次回答にあるとおり、普通免許状の授与や管理等に関する事務については、教育職員免許法制定当時より、新憲法下における地方分権の精神や、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から都道府県が行うこととされている。 教員免許に係る申請について、利用者の利便性が損なわれることは望ましくないと考えているが、教員免許管理システムとマイナンバーの連携等については、教育職員検定に係る各種証明書等が電子化されていない現状においては、教員免許に係る申請を行うに当たって、引き続き、居住地や勤務地の都道府県教育委員会の窓口への提出や郵送による提出が必要になっているところであり、地方支分部局を有していない文部科学省において全ての申請を受理する場合、事務処理手続や郵送等に膨大な時間や費用を要するため、免許事務総体として国及び都道府県全体の事務負担低減やコスト削減にはつながらないとともに、申請者にとっては利便性が損なわれると考える。また、マイナンバー連携については、まずは個人申請を対象にシステム稼働を開始させることとしており、ボリュームゾーンである大学からの一括申請を対象とすることについて、全国の大学から提出される学力に関する証明書等の電子化等も併せて整備する必要があることから、長期的な課題と認識しているところである。 こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは、都道府県教育委員会をはじめとした関係者の意見等を踏まえながら、長期的な課題として、文部科学省における事務体制も含め引き続き慎重な検討が必要であると考えるが、教員免許に係る事務負担を国・都道府県共に軽減していくことは重要であると考えており、引き続き都道府県教育委員会の要望も鑑みながら、各種手続の電子化等をはじめとした必要な検討を進めていく。
栄養士・調理師	厚生労働省	栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和5年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。 さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続等に支障を来すことが予想される。 このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。	第1 次回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、申請者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、国家資格等情報連携・活用システムを活用すれば、申請者の利便性はむしろ向上し、デジタル技術の活用により事務負担の軽減が見込まれる。 また、試験事務においては委任が可能となっており、事務量の増加や迅速性に対する懸念はないと考えられることから、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 調理師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる申請者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、令和7年度における調理師試験の作成・実施については、厚生労働省令で定める指定試験機関に31都県、関西広域連合に7府県がそれぞれ委任している実態を踏まえると、試験事務は都道府県の大部分において共通の運用が行われていると言え、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと。なお、資格登録事務においても、各都道府県における運用には大きな差がなく、各都道府県が独自に行う必要性は乏しいと考えられる。	現行の調理師に係る試験事務並びに栄養士及び調理師に係る資格登録事務については、国家資格等情報連携・活用システムの活用等により、都道府県事務の負担軽減策を検討してまいりたい。 一方で、食材や食文化は地域によって多種多様である中、食の安全や食育を含めた各地域の実情に応じた食環境づくりを進め、住民の健康増進を図るためには、都道府県において栄養士及び調理師の技術や専門性を積極的に活用していくことが重要である。栄養士及び調理師に関する事務は、都道府県が行うことが適当であり、栄養士及び調理師の資格付与者を国に変更することについては、慎重な検討が必要と考える。 なお、調理師制度は、都道府県が条例等により制度を設けて、その資質向上を図っていたところ、その資格要件が各都道府県によって様々であったことを踏まえ、議員立法として調理師法を制定し、全国的な制度にしたという経緯がある。資格要件については国として最低限の基準を設けつつ、その運用は当該基準の範囲内で、都道府県に委ねるという形で運用されている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
クリーニング師等	厚生労働省	クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 クリーニング師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、クリーニング師試験については、「各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる」とあるが、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと。	クリーニング師に関する行政事務は、3年を超えない期間ごとの受講義務がある都道府県知事指定のクリーニング師研修等におけるクリーニング師情報の正確な把握・台帳の管理など、クリーニング業が住民の日常生活に深い関係がある生活衛生営業であることから、地域・住民に身近な都道府県知事が行うこととされているため、クリーニング師の試験事務及び資格管理事務についても、引き続き都道府県が行うべきである。 また、都道府県が現状行っているクリーニング師等の免許交付事務、試験事務を、国で行うことは、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることなど、利便性の低下が想定されることから、こうした観点からも対応できない。なお、クリーニング師等の免許交付に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの利用開始を予定しているところ、まずは当該システムの活用により、事務手続の軽減を図りたい。
製菓衛生師	厚生労働省	製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っているところ、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 製菓衛生師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、製菓衛生師試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと。 また、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと。	製菓衛生師の資格は、菓子製造業に従事する者の資質向上を目的としている。 元々、地域の食品衛生の確保を図る事務は、都道府県が行うべき事務であるところ。 免許交付事務、試験実施事務等の製菓衛生師に係る事務についても、地域の事業者から提供される食品の安全性を確保する観点から、製菓衛生師養成施設の整備を行うことと一体的に行われるべきものであり、引き続き、都道府県が行う必要がある。 また、47都道府県が現状行っている免許交付事務、試験事務を、国で行うことは、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなること、試験会場が現状の都道府県で実施する会場よりも遠方になるなど、利便性の低下が想定されることから、こうした観点からも対応できない。 なお、製菓衛生師については、国家資格等情報連携・活用システムの利用開始を予定しているところ、まずは、当該システムの活用により、都道府県の事務負担を軽減させることができるよう、必要となる整備を行ってまいりたい。
登録販売者	厚生労働省	登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 登録販売者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、登録販売者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと。	登録販売者が配置される「店舗販売業」の前身である「薬種商販売業」の業を行うのに必要な知識経験を有しているかを判断するための試験を都道府県が実施していたことから、登録販売者試験も同様に都道府県が実施するとした経緯がある。 資格の付与・試験等事務を国で統一的に実施することは、行政全体の効率化に寄与すると考えられる一方で、全国一律に資格の運用・試験事務等を担う体制の整備や体制整備等に係る予算の確保等の課題があり、実現には相当の時間を要すると考えている。 一方で、一部自治体では資格の付与・試験事務等について都道府県同士の連携によって、事務負担の軽減が図られている事例もあると承知しており、効率化を図るための好事例として事務連絡等で周知を行ってまいりたい。
毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 毒物劇物取扱責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、毒物劇物取扱責任者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと。	毒物劇物取扱責任者が設置される毒物劇物の製造業等に関する登録は製造所等ごとに都道府県知事が行い、本資格試験は地域の営業実態等に即して行われる等の理由から、試験・登録事務を都道府県が実施してきた経緯がある。 資格の付与・試験等事務を国で統一的に実施することは、行政全体の効率化に寄与すると考えられる一方で、全国一律に資格の運用・試験事務等を担う体制の整備や体制整備等に係る予算の確保等の課題があり、実現には相当の時間を要すると考えている。 一方で、一部自治体では資格の付与・試験事務等について都道府県同士の連携によって、事務負担の軽減が図られている事例もあると承知しており、効率化を図るための好事例として事務連絡等で周知を行ってまいりたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
介護支援専門員	厚生労働省	介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 介護支援専門員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。	介護支援専門員は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者が、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで介護支援専門員として登録を受けることができる仕組みとなっており、当該研修の修了が必須となっている。 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、適切な介護サービス等を利用できるよう必要な援助に関する専門知識等を有するものとされており、当該研修においては、地域性を考慮した事例検討や地域の社会資源に関する情報共有など地域の実情に応じた内容にする必要があり、各都道府県内の受講者のニーズに応じた研修とする必要があることから、研修の実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関としているところ。登録の際には、研修の受講状況について確認が必要となるため、受講状況を把握している都道府県が登録事務について行うことで効率的に事務が実施できると考える。 また、仮に、国家資格等情報連携・活用システムの利用が開始されたとしても、申請者のうち、どの程度の割合の者がオンラインによる申請を行うのかは現時点では予測できず、一定程度、紙による申請が残ることが想定される。資格の付与等の事務について、厚生労働大臣が行うこととなった場合は、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の増加による効率性の低下が想定される。
訪問介護員	厚生労働省	「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。 なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。	提案団体としては「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格」について、国家資格の定義が曖昧な中で、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年）で取りまとめられた資格制度概況調査結果等に基づき、訪問介護員を取り上げたところであるため、本提案の対象と考えている。 全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、前向きに検討いただきたい。	1次回答にも記載したとおり、訪問介護に従事しようとする者が受講する「介護職員初任者研修」については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していないところ。 なお、当該研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者としているが、指定を受けた実施機関が研修を実施していることも多く、都道府県平均51.3事業者となっており（令和6年度老人保険健康増進等事業外国人介護人材に対する介護職員初任者研修等のあり方に関する調査研究事業より）、その場合には修了証明書も指定を受けた実施機関が発行していることから、現状、都道府県への負担は限定的であると考える。
技能士	厚生労働省	都道府県知事が実施する技能検定試験（現在111職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考ええる。 このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものであり、指定機関が全国統一で資格試験などの実施を行っている場合はなおさら資格付与者の転換をすべきと考えている。 また、知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して実施職種、実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、現在も試験事務のほとんどを指定機関が担っていることや、ファイナンシャル・プランニングなど、いくつかの職種では全国的な団体が資格事務を実施していることを踏まえると、なぜ都道府県知事が付与者であり続ける必要があるのか明確な理由に乏しい。 技能士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるに関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないかと。	厚生労働省としては、都道府県知事が資格付与者として技能検定を実施することにより、都道府県、都道府県協会、地域の事業主団体、地域企業等が連携・協力し、地域産業の活性化、人材開発の促進等につながっていると考えている。 また、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効率的であり、地域住民の資格試験受験の利便性確保にもつながるものと考えている。 加えて、技能検定は学科試験と実技試験で構成されており、実技試験を実施するための施設の手配・試験材料の準備等のほか、受検者が技能を十分に有しているかの判定ができる技能検定員の確保が不可欠である。従って、今後も、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の実施状況等を勘案して、技能検定試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考ええる。 現在都道府県知事が試験事務を実施している職種のうち、規則で定めた基準を満たした業界団体等が指定試験機関として全国統一的に試験実施を希望する場合は、指定試験機関が実施する職種への移行を妨げることはなく、資格付与者を都道府県知事から指定試験機関に転換しているところである。 なお、133ある技能検定職種のうち、都道府県知事が資格付与者となっている職種は111職種、民間機関である指定試験機関が実施している職種は22職種となっている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
職業訓練指導員	厚生労働省	職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考ええる。 このため、支障事例で挙げられている「全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものである。 職業訓練指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験実施の有無や実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、職業訓練指導員は各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設のみで勤務しているものではないため、特段の地域性は認められないのではないかと。 都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるに関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないかと。	各都道府県が設置・運営する職業能力開発校においては、地域の産業等のニーズに即して訓練科を設定し、人材開発を行っていると承知しており、それらの訓練科を担当する職業訓練指導員については、こうした地域のニーズを踏まえて職業訓練指導員の充足状況等を勘案し、必要に応じて近隣の都道府県とも連携を取りつつ、各都道府県にある施設設備等を活用して、必要な免許職種の試験を実施することが合理的かつ適当である。 また、各都道府県の職業能力開発校が設定している訓練科のうち、国が設置する職業能力開発施設に設定がない訓練科に必要な免許職種は、令和7年度で造園科、和裁科、理容科等、約30職種ある。職業訓練指導員試験は免許職種ごとに内容の異なる学科試験と実技試験を行う必要があるが、これらの免許職種の实技試験を行うために必要な施設設備は国の職業能力開発施設ではなく、試験を担当できる職業訓練指導員も在籍しない。また、実技試験を行うために国が必要な施設設備等を用意することは現実的ではないことから、仮に試験事務を国へ移管することとなった場合、当該職種に関する試験事務について、安定的かつ円滑に行うことは困難であり、都道府県が職業訓練指導員の充足状況等に応じて職業訓練指導員を確保することが困難になると懸念される。
家畜人工授精師	農林水産省	家畜人工授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないかと。 家畜人工授精師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。	家畜人工授精師の免許に関する制度については、家畜人工授精師は地域の畜産農家等をサービス対象とし地域の畜産業の振興と密接に関わっており、より現場実態に通じた都道府県においてその監督行政を実施することが適当であることから、都道府県知事において、家畜人工授精師の免許付与や取消し、立入検査等の事務を担っていただいているところである。 また、各都道府県における家畜改良や増殖の目標等について講習会を通じて周知している場合があるほか、各都道府県における家畜人工授精所の開設等に関する事務手続や地域における家畜遺伝資源の流通管理の観点からも免許取得者の状況を把握する必要性もあることから、資格付与者の取扱いを変更するに際しては、こうした実態も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。 一方で、都道府県における事務負担の軽減が課題であることは十分認識しており、すでに講習会のうち学科科目についてはオンラインで実施することを可能とする旨の通知を发出し、実際に学科をオンライン開催している都道府県もあると承知しているほか、これまでも地方自治体からの提案を受けて免許申請時の添付書類の確認のために住基ネットや情報提供ネットワークシステムを利用可能とするなど、地方自治体の事務負担軽減に資する取組を実施してきたところであり、引き続き事務負担の軽減に資する取組を検討してまいりたい。
家畜商	農林水産省	家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないかと。 家畜商は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。	家畜商免許の制度は、家畜商の営業活動の適正化を目的とした規制を行うものであり、家畜取引の実態が地域によって異なる中で、より現場実態に通じた都道府県においてその監督行政を実施することが適当であることから、都道府県知事において、家畜商の免許付与や取消し、立入検査等の事務を担っていただいているところである。 こうしたことから、家畜商免許の取得要件である講習会については、独自の内容としている都道府県も現に存在しているところであり、資格付与者の取扱いを変更するに際しては、こうした実態も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。 一方で、都道府県における事務負担の軽減が課題であることは十分認識しており、すでに講習会をオンラインで実施することを可能とする旨の通知を发出しているほか、現行の制度でも講習会の実施に関する事務の委託も可能としているため、まずはこうした仕組みも活用いただきたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
砂利採取法・採石法	経済産業省	砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行おうとする者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行おうとする者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。 資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続が新たに必要となる。 また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。 加えて、経済産業局（沖縄総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとある資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。 以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。	本提案の内容は、全国的に通用する国家資格について、試験事務を含め、資格の付与者を国とするよう見直しを求めるものである。 砂利採取業務主任者及び採石業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 砂利採取法及び採石法とも、業の登録又は採取計画の認可において必要となる資格者情報の確認は、資格付与者である各都道府県知事が発行する合格者証の確認により行っているが、資格者情報を「国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」という。）」に実装し、一元化されたデータを各都道府県が確認できるようにすることにより、確認業務の実効性向上や、添付書類の省略による申請者の事務負担軽減にもつながるものと考ええる。 また、国においては、国民・事業者等から行政機関等への行政手続のオンライン化を推進されているところであり、資格付与者の転換後、システムへの実装などにより、試験を含めた各種手続のオンライン化を可能とすることは、利用者の利便性向上に資するものと考ええる。	砂利採取法において、都道府県知事が資格付与者となっている砂利採取業務主任者に課される義務は、砂利の採取に伴う災害の防止に努めることであり、認可等と密接に関連する。採石法において、都道府県知事が資格付与者となっている採石業務管理者に課される義務は、岩石の採取に伴う災害の防止に努めることであり、認可等と密接に関連する。国家資格の付与の手続についても引き続き地域の事業者を監督する都道府県知事が行うべきと考えている。 本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや砂利採取行政及び採石行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。 業の登録等における資格者情報の確認については、住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用することが可能であり、事業者からの添付書類の省略も可能である。
火薬類取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。	経済産業省所管の国家資格の中には、例えば「ガス消費機器設置工事監督者（（一財）日本ガス機器検査協会が資格付与）」など、全国的な協会が資格付与者となっているものがある中で、火薬取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法に関する事務（試験及び免状の交付・再交付・書換）については、各都道府県が全国的な協会である高圧ガス保安協会に事務を委託しているものの、資格付与者は都道府県知事となっているため、これらについても全国的な協会が資格付与者となることも考えられるのではないかと。 また、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、資格付与者の転換について、前向きに検討いただきたい。	火薬類取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格を有する者が行う保安業務等に係る規制については都道府県知事が担うものとなっており、これらの規制と密接に関連する国家資格の付与の手続についても引き続き地域の事業者を監督する都道府県知事が行うべきと考えている。また、電気工事士については実務経験等の審査が必要となっており、当該審査は都道府県でのみ実施可能である。 他方、国家資格の付与に係る手続における都道府県の業務負担を軽減できるよう、試験事務及び免状交付に関する事務共に指定機関への委託が可能となっており、多くの都道府県で外部へ業務委託されていると承知している。 本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや保安行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化についても検討を進めてまいりたい。 なお、ご指摘の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律で定められているガス消費機器設置工事監督者の資格については、講習及び資格証の交付を経済産業大臣又はその指定する者が実施することとなっているが、当該指定を受けた一般財団法人日本ガス機器検査協会が交付する資格証は、試験によらず同協会が実施する講習の受講修了のみにより交付されるものであり性質が異なる。
全国通訳案内士	国土交通省	昭和24年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続（当時、免許手続）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第31条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要性があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続を都道府県事務とするのが適切と考えている。 全国通訳案内士の資格登録手続に係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成30年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和4年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続を可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。 引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。	通訳案内士法第31条の規定に違反した場合は、警察との迅速な連携が必要であるが、都道府県警を管理する公安委員会は、地方自治法に規定する執行機関であり、その権限の範囲内にあつては知事と独立の関係にあるため、外部団体である地方運輸局（支局）でも対応可能と思われ必ずしも資格登録事務を都道府県知事が行わなければならない理由が見当たらない。 また、現在、国（委任先：独立行政法人国際観光振興機構（JNTO））が全国通訳案内士試験に関する事務を行っており、都道府県が行っている資格登録事務や登録証交付事務においても一体的に国が実施することで、試験合格者の手続の負担軽減や効率的な制度運用につながるものと思われる。 地域通訳案内士は、その資格が地域通訳案内士業務区域内でのみ有効であり、地域性が強く求められることから、都道府県知事が資格付与者となる一定の合理性はあると考えられるが、全国通訳案内士には地域性が強く求められる要素がなく、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 全国通訳案内士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。	現行の全国通訳案内士の登録に係る都道府県や申請者の負担について、都道府県等への聞き取りを行った結果、登録に際して都道府県及び申請者が負担であると感じていることについては、登録制度や運用の見直しを行うこと及び「国家資格等情報連携・活用システム」の活用を通じて、相当程度の負担軽減が可能であると考えられることから、都道府県等の要望も鑑みながら、これらの対応について検討を進めてまいりたい。 都道府県が全国通訳案内士の登録を実施することにより、通訳案内士が都道府県に対面で相談できる窓口が存在し、また、都道府県が通訳案内士の情報を保有し活用することで、通訳案内士が研修等の受講機会を得やすくなることや旅行会社等業務上必要な関係者とのネットワーク形成が容易となる等のメリットがある。また、都道府県にとっては、登録を自ら行うことにより、都道府県内の全国通訳案内士における現状（人数や稼働状況、個々の得意分野等）を逐次把握できることで、急増する訪日外国人旅行者のニーズに対応し地域内の観光施策と連動するかたちで通訳案内士の研修等を有効に実施することが可能となっている。これらのことから、全国通訳案内士の登録を都道府県以外の者が実施することについては、個人情報を含む情報を適切に管理しながら全国通訳案内士の活用を促進することが可能であるか等の観点も踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
宅地建物取引士	国土交通省	宅地建物取引士は、令和7年3月31日現在、全国で約121万人登録者数がある国家資格である。そのため、仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。 一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している例もあるものと承知している。 また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を推進しており、各都道府県においても令和6年度下半期以降、順次オンライン手続を開始頂いている。このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担は軽減されるものと理解している。 なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第19条の2の規定に基づき、宅地建物取引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が所在する都道府県に対して、登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、eMLITによるオンライン申請が可能となっている）。	回答では、「仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難」とあるが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は資格者数が約200万人※であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にはならないのではないか。 ※「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年） 宅地建物取引士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 オンライン手続（eMLIT）を導入したことにより、申請者の事務負担については軽減が見込まれるとはいうものの、手数料納付がeMLIT上でできず、別途申請先都道府県での手続が必要となるなど負担軽減は限定的である。また、eMLITには入力エラーを自動的に検知し受け付けない機能が備わっていないため都道府県の確認事務の負担が軽減しているとは考えにくい。	ご指摘の「例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は登録者数が約200万人であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にならないのではないか。」について、国家資格毎に、資格の付与にあたって必要となる手続は異なるものであるところ、国への資格付与者の一元化の検討については、資格毎にその個別の状況を踏まえ、資格者数の比較のみではなく、総合的に勘案する必要があるものと考えている（実際に、建設業法に基づく資格である土木施工管理技士は、技術検定の合格により資格の付与がなされ、登録手続を要さない等、宅建士の資格の付与がなされるまでの手続フローと異なる）。 この点、申請者の利便性確保の観点からは、宅地建物取引士として登録を受けた窓口と実際に従業する場所が近接していることが望まれるところ、申請者が窓口で申請する場合、現状では47都道府県に設置されている窓口に出向くこととなるが、国に一元化した場合、全国で10の地方整備局等に設置される窓口に出向くことが想定されるほか、これにより、申請の不備があった際の対応の柔軟性が損なわれるなど、申請者の利便性が著しく低下することが懸念される。 加えて、試験の合格後に宅地建物取引士の資格の付与にあたって必要となる手続は、登録手続に加えて、宅地建物取引士証の交付も含まれるが、令和6年度の各都道府県の手続件数を合計すると、新規登録が、31,282件、変更届出が71,416件、宅地建物取引士証の交付が9,047件、その更新が98,562件と膨大なものとなっているところ、国に一元化した場合、窓口の減少により、当該申請等の手続処理について相当な時間を要することが予想され、この点においても、申請者の利便性が著しく低下されることが懸念される。 以上のような理由から、国への資格付与者の一元化については、慎重な検討が必要と考えている。 一方で、各都道府県における事務負担軽減の観点からは、オンライン申請の活用が有効であることから、関係団体等と連携の上、オンライン申請の利用増加に向けた周知を行うことを検討する。加えて、一次回答でもお伝えしているとおり、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している都道府県もあるものと承知している。 なお、手数料納付との連携や入力エラーの自動検知機能といったシステムの改修については、直ちに対応することは困難だが、宅地建物取引士の登録申請関係事務等にかかる今後のシステム整備の方針については、中長期的に検討する。
建築士	国土交通省	二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都道府県が指定した機関がその事務を行っていることと承知している。 他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。 これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。	本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものである。 二級・木造建築士試験の指定試験機関は、全都道府県が（公財）建築技術教育普及センターを指定しているが、当該機関は国が指定する一級建築士試験の指定試験機関と同一であり、統一した試験実施における運用上の支障はないと考えられる。 回答で、「二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切である」とあるが、二級建築士及び木造建築士の資格は全国的に有効であり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 建築士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 広島県の場合、県内の建築士事務所で勤務する二級・木造建築士のうち24％は他県登録の建築士であり、これらの建築士には本県が直接、指導監督できないことから、制度を適切に運用するためには、国において統一された基準で制度運用することが望ましいのではないか。（広島県登録76％、中国地方登録82％（R7.7.1時点））	第1次回答やそれを踏まえた提案団体からの見解にもあるとおり、二級建築士及び木造建築士については、通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多いことから、これらの資格については、都道府県知事が資格付与者となり、地域の実情に応じた指導監督を行うことが効率的である。 例えば資格者に違反行為のおそれがあると判明した場合に、資格付与者として迅速に調査及び処分を行う必要があるところり、こうした対応は当該違反者が活動している都道府県において行うことが調査に係る行政コストや、聴聞等の行政手続の際の被処分者の負担軽減の観点から適切であると考えられる。 なお、「他県登録の建築士には直接指導監督できない」というご指摘については、建築士法第10条の2第2項の規定により、違反の恐れがあると判断した場合は、他県登録の二級建築士及び木造建築士についても立入検査等の調査が可能であり、当該調査結果を基に当該建築士が登録されている都道府県が処分を行うことが可能となっている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
狩猟免許	環境省	鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。 鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。 具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。 都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンラインによる申請を可能としたところであり、オンライン手続を促進していくことについては都道府県に裁量がある。 以上の理由から狩猟免許に係る手続において先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。	回答では「適性・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性がある」とされているが、狩猟免許の資格は全国的に有効であることから、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 狩猟免許は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。	狩猟免許は、昭和38年に、従前の全国制の狩猟免許制度を改め、各都道府県別免許制度を新設した。その際に、都道府県知事とその管轄する区域内の狩猟事情を把握し鳥獣保護事業の推進に責任をもってあたれるよう、狩猟免許の効力をその免許を与えた都道府県が管轄する区域内に限ることとした。これにより都道府県知事は免許を与える際に、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息状況等を勘案することで、効果的に鳥獣の保護管理を行うことができるようにした経緯がある。 昭和53年の改正時には、狩猟免許の効力を都道府県区域から全国一円に変更したが、併せて都道府県ごとに狩猟者を登録する制度が新設された。都道府県ごと狩猟者を登録することは、鳥獣の狩猟や捕獲の実施においては、各都道府県内の鳥獣の生息状況、管理状況等を勘案し、必要と認めるときは鳥獣保護管理法第59条において狩猟者登録を制限する権限が都道府県知事に与えられているためである。実際に、全国での狩猟免許交付数約22万に対し、県外者への狩猟者登録証の交付数は約1万程度であり狩猟者の大半は居住地の都道府県内で鳥獣の捕獲を行っている。これらのことからも狩猟免許試験の内容は全国一律の内容とはなっておらず、地域の鳥獣の生息情報などを反映したものとなっている。経緯と趣旨、現状を勘案すると、狩猟制度の運用は、地域の実情に即した運用が重要であり、国で一括した運用とすることは現地での実情に即した対応が困難となることから現在の対応を維持することが適切であると考ええる。